

熊本県公報

号外 第29号

平成17年7月1日(金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則……………(文化企画課) 4
 - 熊本県総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉政策課) 12
 - 熊本県身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害者支援総室) 12
 - 熊本県健康センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康づくり推進課) 16
 - 熊本県環境センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境政策課) 17
 - 熊本県鳥獣保護センター条例施行規則を廃止する規則……………(自然保護課) 18
 - 熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則……………(商工政策課) 18
 - 熊本産業展示場条例施行規則の一部を改正する規則……………(") 19
 - 熊本県農業公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(農 政 課) 22
 - 熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(畜産振興課) 22
 - 熊本県阿蘇みんなの森条例施行規則の一部を改正する規則……………(森林整備課) 24
 - 熊本県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(漁 港 課) 24
 - 熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(港 湾 課) 26
 - 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………(都市計画課) 27
 - 熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則……………(住 宅 課) 27
- 告 示**
- 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の管理事務の委任の一部改正……………(都市計画課) 29

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 規則に規定する熊本県立劇場の「開館時間」及び「休館日」、並びに「許可の基準」に関する規定を条例事項としたことに伴い、規則から削除することとした。(第2条～第4条関係)
- 2 新たに使用料徴収範囲として追加した、施設についての使用に係る使用許可の申請、使用料、及びその返還の規定を整備することとした。(第5条、第8条、第10条関係)
- 3 熊本県立劇場の管理に指定管理者制度の導入を図るため、適用除外規定を追加することとした。(第13条関係)
- 4 その他県立劇場の管理に必要な事項は、知事が定める旨の規定を追加することとした。(第14条関係)
- 5 別表第1の附属設備の使用料の表示を、消費税法の一部改正に伴う総額表示にするとともに、設備品目を一部改正及び追加することとした。(別表第1関係)
- 6 開館時間の変更に伴い、別表を整備することとした。(別表第1、第2関係)
- 7 条例改正案別表に規定する使用料のうち、「知事が定める額」を別表で規定することとした。(別表第3、第4関係)
- 8 規則に規定する別記様式の一部を改正することとした。(別記様式第1～第4関係)
- 9 この規則は、熊本県立劇場条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第43号)の施行の日から施行することとした。ただし、2、5、6及び7に係る改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日から施行することとした。(附則関係)

◇熊本県総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 業務を行う時間に係る規定を削ることとした。(第2条関係)
- 2 業務を行わない日に係る規定を削ることとした。(第3条関係)
- 3 許可の基準に係る規定を削ることとした。(第4条関係)
- 4 施設の使用許可等を指定管理者に行わせることに伴い、適用除外に係る規定を追加することとした。(第11条関係)

5 この規則は、熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第44号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 開館時間に係る規定を削ることとした。（第2条関係）
- 2 休館日に係る規定を削ることとした。（第3条関係）
- 3 センターの使用について、使用申込みから許可の申請に改めることとした。（第4条関係）
- 4 センターの使用について、変更許可申請に係る規定を定めることとした。（第3条、別記第2号様式関係）
- 5 センターの使用について、使用の取消しの届けに係る規定を定めることとした。（第4条、別記第3号様式関係）
- 6 使用料の納入時期に係る規定を定めることとした。（第5条関係）
- 7 使用料の還付に係る規定を定めることとした。（第6条、別記第4号様式関係）
- 8 原状回復に係る規定を定めることとした。（第10条関係）
- 9 き損等の届けに係る規定を定めることとした。（第11条関係）
- 10 施設使用の許可等を指定管理者に行わせることに伴い、適用除外に係る規定を追加することとした。（第12条関係）
- 11 この規則は、熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第45号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 開館時間に係る規定を削ることとした。（第2条関係）
- 2 休館日に係る規定を削ることとした。（第3条関係）
- 3 許可の基準に係る規定を削ることとした。（第4条関係）
- 4 入場の制限等に係る規定を追加することとした。（第9条関係）
- 5 施設の使用許可等を指定管理者に行わせることに伴い、適用除外に係る規定を追加することとした。（第12条関係）
- 6 使用料に係る消費税の総額表示を行うこととした。（別表関係）
- 7 この規則は、熊本県健康センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第46号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県環境センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 業務を行う時間に係る規定を削ることとした。（第2条関係）
- 2 業務を行わない日に係る規定を削ることとした。（第3条関係）
- 3 許可の基準に係る規定を削ることとした。（第4条関係）
- 4 入場の制限等に係る規定を削ることとした。（第11条関係）
- 5 熊本環境センター条例の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。（第5条、第7条から第10条まで、第12条及び第13条関係）
- 6 別記様式を整理することとした。（別記第1号様式から別記第4号様式まで）
- 7 この規則は、熊本県環境センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第47号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県鳥獣保護センター条例施行規則を廃止する規則

- 1 本規則を廃止することとした。
- 2 この規則は、熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第48号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 開館時間に係る規定を削ることとした。（第2条関係）
- 2 休館日に係る規定を削ることとした。（第3条関係）
- 3 使用許可の基準に係る規定を削ることとした。（第4条関係）
- 4 その他関係規定を整理することとした。
- 5 規則は、熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第50号）の施行の日から施行することとした。ただし、第7条を第4条とし、同条の次に1条を加える改正規定（同条の次に1条を加える部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県産業展示場条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 開館時間に係る規定を削ることとした。（第2条関係）
- 2 休館日に係る規定を削ることとした。（第3条関係）
- 3 使用許可の基準に係る規定を削ることとした。（第4条関係）
- 4 使用料の還付に係る規定を整備することとした。（第5条関係）
- 5 規則は、熊本県産業展示場条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第51号）の施行の日から施行することとした。ただし、別表の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県農業公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 熊本県農業公園の管理に指定管理者制度の導入を図るため、関係規定を整備することとした。
- 2 この規則は、熊本県農業公園条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第52号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 題名「熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」を「熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例施行規則」に改めることとした。
- 2 使用期間を預託する牛の条件に改めることとした。（第7条関係）
- 3 承認に関する事項は、熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例第8条において指定管理者に管理を行わせる場合は適用しないこととした。（第8条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第53号）附則第2項に規定する日から施行することとした。ただし、第8条から第11条までを削り、第6条の次に2条を加える改正規定（第9条及び第10条を削る部分に限る。）は、同条例附則第1項本文に規定する日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県阿蘇みんなの森条例施行規則を廃止する規則

- 1 熊本県阿蘇みんなの森条例施行規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第54号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者に漁港施設の使用の許可等を行わせることに伴い、必要な規定を整備することとした。（第15条関係）
- 2 漁港施設の使用料等を返還することができる場合及び返還する使用料等の額を定めるため、必要な規定を整備することとした。（第13条関係）
- 3 土砂採取料等を返還することができる場合及び返還する土砂採取料等の額を定めるため、必要な規定を整備することとした。（第14条関係）
- 4 この規則は、熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第56号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 施設の使用許可申請書の規定については、指定管理者を導入した場合適用除外とすることとした。
- 2 この規則は、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第57号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

- 1 熊本県都市公園条例について、指定管理者制度の導入に伴う関係規定の整備が行われることに伴い、関係規則の規定を整備することとした。
第1条関係（熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の供用日を定めること等の委任規則）
・熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の供用日、供用時間等を条例事項としたため、規定の整備を行うこととした。（題名、本則）
第2条関係（熊本県都市公園規則の一部改正）
・熊本県都市公園の入園の制限、損害賠償に係る規定を条例で規定することに伴い、関係規定の整備を行うこととした。（第7条、第14条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
- 3 この規則は、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第58号）の施行の日から施行することとした。（附則第1項）

◇熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則

- 1 条例改正に伴う整備
ア 知事が任命する県営住宅管理人制度を廃止し、指定管理者の判断で管理人相当の従事者を設置することとしたため、規則の管理人に関する規定を削除することとした。
イ 入居者の選考に係る規定の改正に伴い、規則の関係規定を整備することとした。
ウ 規則中の条例を引用しているか所について、条例改正により引用か所の文言を整理することとした。

- 2 その他所要の改正
 - ア 民法改正により禁治産者及び準禁治産者制度が廃止され、後見、補佐の制度が導入されたことに伴う規定の整備を行うこととした。
 - イ 破産法の全部改正に伴う関係規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
 - ア イを除き公布の日から施行することとした。
 - イ 1アの改正規定は、平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第44号

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立劇場条例施行規則（昭和57年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

- 第2条から第4条までを削る。
- 第5条第1項中「使用許可（駐車場の使用許可を除く。次条において同じ。）」を「条例第6条第1項の規定による許可（駐車場の使用許可を除く。以下「使用許可」という。）」に、「県立劇場使用許可申請書」を「熊本県立劇場（以下「県立劇場」という。）使用許可申請書」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「施設（附属設備を含む。）」を「施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同項第1号中「及び控室」を「、控室及び条例別表の3の表に規定する場所（同表に規定する場所をコンサートホール又は演劇ホールと併せて使用する場合に限る。）」に改め、同項第2号中「及び情報回廊」を「、情報回廊及び情報案内板」に改め、同項第3号中「及び練習室」を「、練習室及び条例別表の3の表に規定する場所（第1号に規定する場合を除く。）」に改め、同条を第2条とする。
- 第6条を第3条とし、第7条を第4条とする。
- 第8条第1項中「条例別表のコンサートホール等使用料の表（以下「基本使用料の表」という。）」を「条例別表の1の表」に改め、同条第2項中「基本使用料の表の備考5の規定により知事が定める基本使用料の表」を「条例別表の1の表の備考5の規定により知事が定める同表」に改め、同項の次に次の2項を加え、同条を第5条とする。
 - 3 条例別表の2の表の規定により知事が定める情報回廊及び情報案内板の使用料は、別表第3のとおりとする。
 - 4 条例別表の3の表の規定により知事が定めるその他の施設使用料は、別表第4のとおりとする。
- 第9条を第6条とする。
- 第10条第1項各号列記以外の部分中「第6条第3項ただし書」を「第9条第3項ただし書」に、「できるのは」を「できるときは」に、「場合」を「とき」に改め、同項第2号中「第5条」を「第8条」に改め、同項第3号中「又は控室」を「、控室又は条例別表の3の表に規定する場所（同表に規定する場所をコンサートホール又は演劇ホールと併せて使用する場合に限る。）」に改め、同項第4号中「又は情報回廊」を「、情報回廊又は情報案内板」に改め、同項第5号中「又は練習室」を「、練習室又は条例別表の3の表に規定する場所（第3号に規定する場合を除く。）」に改め、同条第2項中「第6条第3項ただし書」を「第9条第3項ただし書」に改め、同条を第7条とする。
- 第11条を第8条とする。
- 第12条第1項第1号中「はりつけ」を「はり付け」に改め、同条を第9条とする。
- 第13条を第10条とする。
- 第14条中「第5条」を「第8条」に改め、同条を第11条とする。
- 第15条中「施設等」を「県立劇場の施設又は設備」に改め、同条を第12条とする。
- 第12条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第13条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に県立劇場の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、県立劇場の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

	区分	単位	金額(単 位円)	摘要
舞 台 設 備	大黒幕	1枚につき	1,160	
	浅黄幕	1枚につき	1,160	
	紅白幕	1枚につき	1,160	
	しゃ幕	1枚につき	1,160	
	道具幕	1枚につき	1,160	
	定式幕	1枚につき	1,160	
	パノラマ Horizont 幕	1枚につき	2,310	
	中 Horizont 幕	1枚につき	1,160	
	ジョーゼット幕	1枚につき	1,160	
	暗転幕	1枚につき	1,160	
	地がすり(大)	1枚につき	2,890	
	地がすり(小)	1枚につき	1,730	
	リノリウム	1枚につき	580	
	毛せん(大)	1枚につき	460	
	毛せん(小)	1枚につき	230	
	所作台(尾州)	1枚につき	350	
	所作台(スプルース)	1枚につき	180	
	平台	1枚につき	180	
	松羽目・竹羽目	一式につき	2,890	
	松羽目	一式につき	1,160	
	びょうぶ	1双につき	1,730	
	大太鼓	1個につき	1,160	
	長座布団	1枚につき	120	
	高座用座布団	1枚につき	120	
	上敷き(大)	1枚につき	230	
	上敷き(小)	1枚につき	120	
	雪かご	1個につき	120	
	ドライアイスマシン	1台につき	1,730	
	仮設能舞台	一式につき	17,330	
	仮設花道	一式につき	5,780	
	仮設大臣囲	一式につき	5,780	
	仮設定式囲	一式につき	3,470	
仮設寄席高座	一式につき	11,550		

	仮設音響反射板	一式につき	3,470	
	大ぜり	一式につき	2,310	
	本ぜり	一式につき	1,730	
	オーケストラピット	一式につき	6,930	
	エプロンステージ	一式につき	4,620	
	オーケストラひな段せり	1列につき	4,200	
	オーケストラ仮設ひな段	1組につき	320	
	指揮台	1台につき	350	
	指揮者用譜面台	1台につき	120	
	楽団員用譜面台	1台につき	60	
	譜面灯	1個につき	60	
	演奏用いす	1脚につき	60	
	コントラバス用いす	1脚につき	120	
	箱馬	1個につき	40	
	開き足	1脚につき	60	
	姿見	1台につき	350	
	振竹	一式につき	580	
楽 器	グランドピアノ(外国製・フルコンサート)	1台につき	9,240	楽器の使用料 には、調律料 は含まない。
	グランドピアノ(外国製・セミコンサート)	1台につき	6,930	
	グランドピアノ(国産)	1台につき	4,620	
	アップライトピアノ	1台につき	1,730	
	チェンバロ	1台につき	6,930	
音 響 設 備	拡声装置A	一式につき	6,930	コンサートホ ール・演劇ホ ール用
	拡声装置B	一式につき	3,470	大会議室用
	補助卓	1基につき	3,470	
	ポータブルアンプセット	一式につき	1,730	
	ステージスピーカー	1台につき	1,160	
	効果装置(エコー・リミッター)	1台につき	1,160	
	マイクロホン(コンデンサーA)	1本につき	2,310	
	マイクロホン(コンデンサーB)	1本につき	1,160	
	マイクロホン(ダイナミック)	1本につき	920	
	ワイヤレスマイクロホン	1本につき	1,160	
	エレベーターマイク装置	1基につき	810	
	3点つりマイク装置	1基につき	1,160	
	1点つりマイク装置	1基につき	530	
	テープレコーダー(デジタル)	1台につき	2,310	
	テープレコーダー(オープン)	1台につき	1,160	

	テープレコーダー(カセット)	1台につき	580
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき	1,160
	マイクスタンド	1台につき	320
	マイクケーブル	1本につき	120
	マルチマイクケーブル	一式につき	580
照 明 設 備	アッパーホリゾンライト	1列につき	4,620
	中アッパーホリゾンライト	1列につき	3,470
	ローアホリゾンライト	1列につき	2,310
	ボーダーライト	1列につき	1,160
	フットライト	1列につき	580
	ストリップライト(12灯)	1台につき	350
	ストリップライト(8灯)	1台につき	230
	ストリップライト(4灯)	1台につき	120
	スポットライト(2キロワット)	1台につき	460
	スポットライト(1.5キロワット)	1台につき	350
	スポットライト(1キロワット)	1台につき	230
	スポットライト(500ワット)	1台につき	180
	カッタースポットライト(1キロワット)	1台につき	350
	ピンスポットライト(2キロワット)	1台につき	1,160
	ランプピンスポットライト(1キロワット)	1台につき	810
	リモコンピンスポットライト(650ワット)	1台につき	580
	パーライト(1キロワット)	1台につき	320
	プロジェクタースポットライト(1キロワット)	1台につき	460
	エフェクトマシン	1台につき	810
	先玉	1台につき	120
	元玉	1台につき	120
	ミラーボール	1台につき	1,160
	ストロボフラッシュ	1台につき	1,160
	効果機械(虹)	1台につき	1,160
	効果機械(オーロラ)	1台につき	1,160
	効果機械(波)	1台につき	580
	ブラックライト	1台につき	580
	スタンド	1本につき	120
	ベース	1台につき	120
	移動タワー	1台につき	580
	ロングハンガー	1本につき	120
	二連アーム	1本につき	120
バンドア	1枚につき	120	
ダウンライト	一式につき	1,160	

Aセット アッパーホリゾンライト1列 ロアーホリゾンライト1列 ボーダーライト4列 フットライト1列 サスペンションスポットライト(1キロワット)96台 フロントサイドスポットライト(1キロワット)48台 第1シーリングスポットライト(1キロワット)40台 第2シーリングスポットライト(1.5キロワット)24台	一式につき	34,650	演劇ホール用
Bセット アッパーホリゾンライト1列 ロアーホリゾンライト1列 ボーダーライト3列 フットライト1列 サスペンションスポットライト(1キロワット)72台 フロントサイドスポットライト(1キロワット)24台 第1シーリングスポットライト(1キロワット)24台 第2シーリングスポットライト(1.5キロワット)16台	一式につき	23,100	演劇ホール用
Cセット アッパーホリゾンライト1列 ロアーホリゾンライト1列 ボーダーライト2列 フットライト1列 サスペンションスポットライト(1キロワット)30台 フロントサイドスポットライト(1キロワット)16台 第1シーリングスポットライト(1キロワット)16台	一式につき	11,550	演劇ホール用
Dセット	一式につき	5,200	演劇ホール用

	ボーダーライト2列 サスペンションスポットライト(1キロワット)10台 フロントサイドスポットライト(1キロワット)16台 第1シーリングスポットライト(1キロワット)8台			
	Eセット ダウンライト一式 フロントサイドスポットライト(1キロワット)16台 シーリングスポットライト(1キロワット)30台	一式につき	6,350	コンサートホール用
その他の設備	液晶プロジェクター	1台につき	1,160	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台につき	1,160	
	映写スクリーン(大)	1枚につき	1,160	
	映写スクリーン(小)	1枚につき	230	
	講演台	1台につき	580	
	花台	1台につき	350	
	司会台	1台につき	350	
	長机	1脚につき	120	
	パイプいす	1脚につき	40	
	黒板	1台につき	120	
	シャワー	1回につき	580	
	テレビジョン放送中継設備	一式につき	11,550	
	ラジオ放送中継設備	一式につき	5,780	
持込み機器	1キロワットまでごとにつき	350		

備考 使用料の額は、午前9時から正午までの使用区分、午後1時から午後5時までの使用区分又は午後6時から午後10時までの使用区分ごとについてのものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

時間の区分	超過使用料の額（30分までごとにつき）
午前8時から午前9時まで及び 正午から午後1時まで	条例別表の1の表の午前9時から正午までの欄に定めるそれぞれの使用料の額に100分の15を乗じて得た額
午後5時から午後6時まで	条例別表の1の表の午後1時から午後5時までの欄に定めるそれぞれの使用料の額に100分の15を乗じて得た額
午後10時から翌日の午前8時まで	条例別表の1の表の午後6時から午後10時までの欄に定めるそれぞれの使用料の額に100分の15を乗じて得た額

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第5条関係）

区分		金額
情報回廊	第1棟、第2棟及び第3棟	3,500円
情報案内板	第1ブロック、第2ブロック、第3ブロック及び第4ブロック	90円

別表第4（第5条関係）

区分		金額
屋内	エントランスホールの一部その他知事が定める場所	40円
	モールの一部その他知事が定める場所	40円
屋外	プロムナードの一部その他知事が定める場所	10円

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

県立劇場使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請人住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

県立劇場の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的	行事の名称					
	行事の内容					
使用責任者	住所					
	氏名		電話番号	()	-	
使用施設	使 用 日 時		※摘要	準備、練習、リハーサル		
	年 月 日 曜	時 分から		開	場	
		時 分まで	開			演
	年 月 日 曜	時 分から				
		時 分まで				
年 月 日 曜	時 分から	終	演			
	時 分まで					
年 月 日 曜	時 分から					
	時 分まで					
入 場 料	有料	指定席	自由席	整理費(円)	会費(円)	入場予定者数 人
	無料	その他(円)				
		席(円)	席(円)	席(円)	席(円)	
物品の販売等		有 無	附属設備使用	有 無	持込機器	有 無
※ 使 用 料	施設使用料		超過使用料	附属設備使用料	計	
	領 収 日	年 月 日 番号		担当者		
		年 月 日 番号				
年 月 日 番号						
備考 1 既納の使用料は、原則として返還しません。 2 入場料、物品の販売等、附属設備使用及び持込機器の欄は、該当事項に○印をつけてください。 3 ※欄は、記入しないでください。						

別記第2号様式中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に、「殿」を「様」に、「あつては」を「あつては」に改める。

別記第3号様式中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に、「殿」を「様」に、「あつては」を「あつては」に改める。

別記第4号様式中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に、「殿」を「様」に、「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この規則は、熊本県立劇場条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第43号)

の施行の日から施行する。ただし、第5条第2項各号の改正規定、第8条第1項及び第2項の改正規定、同項の次に2項を加える改正規定、第10条第1項第3号から第5号までの改正規定、別表第1及び別表第2の改正規定並びに同表の次に2表を加える改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日から施行する。

熊本県総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第45号

熊本県総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県総合福祉センター条例施行規則（平成5年熊本県規則第37号）の一部を次のように改正する。
第2条から第4条までを削る。
第5条第1項中「使用許可」を「条例第6条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）」に改め、同条を第2条とし、第6条を第3条とする。
第7条中「施設等」を「施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条を第4条とする。
第8条中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第5条とする。
第9条第1項中「第6条第3項」を「第9条第3項」に、「できるのは」を「できるとき」に、「場合」を「とき」に改め、同項第2号中「第5条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第6条第3項」を「第9条第3項」に改め、同条を第6条とし、第10条を第7条とする。
第11条中「福祉センター」を「熊本県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）」に、「秩序又は風紀」を「公の秩序又は善良な風俗」に改め、同条を第8条とする。
第12条中「第5条」を「第8条」に、「係員」を「管理の業務に従事する者」に改め、同条を第9条とする。
第13条中「施設等」を「施設又は設備」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。
（適用除外）
第11条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に福祉センターの管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。
別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第2条関係）」に改める。
別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第3条関係）」に改める。
別記第3号様式中「（第7条関係）」を「（第4条関係）」に改める。
別記第4号様式中「（第9条関係）」を「（第6条関係）」に改める。
附 則
この規則は、熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第44号）の施行の日から施行する。

熊本県身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第46号

熊本県身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県身体障害者福祉センター条例施行規則（昭和50年熊本県規則第55号）の一部を次のように改正する。
第1条中「熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）の次に。」以下「条例」という。」を加える。
第2条から第4条までを次のように改める。
（許可の申請）
第2条 条例第6条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、熊本県身体障害者福祉センター使用許可申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。
（変更の許可の申請）
第3条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに熊本県身体障害者福祉センター変更使用許可申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。
（使用の取消しの届出）
第4条 使用者は、施設の使用の取消しをしようとするときは、速やかに熊本県身体障害者福祉センター使用取消届出書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。
第8条中「福祉センター等」を「福祉センター」に改め、同条を第13条とする。
第7条中「別記第2号様式」を「別記第5号様式」に、「別記第3号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。
（原状回復）
第10条 使用者は、施設及び設備の使用を終了し、又は条例第8条の規定により使用許可

を取り消されたときは、使用に係る施設及び設備を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

(き損等の届出)

第11条 施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第12条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に福祉センターの管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

第6条中「福祉センター等」を「福祉センター」に改め、同条を第8条とする。

第5条各号列記以外の部分中「福祉センター等」を「熊本県身体障害者福祉センター(以下「福祉センター」という。)」に改め、同条第1号中「福祉センター等の秩序及び風俗」を「福祉センターの公の秩序又は善良な風俗」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(使用料の納入)

第5条 条例第9条第2項に規定する使用料の納入は、知事が指定する日までに行わなければならない。

(使用料の還付)

第6条 第9条第3項ただし書の規定により知事が既納の使用料を還付することができるときは、次に掲げるときとする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき。

(2) 条例第8条の規定により知事が管理上支障があると認めて使用許可を取り消したとき。

(3) 使用日の前日までに使用の取消しを届け出たとき。

2 条例第9条第3項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、熊本県身体障害者福祉センター使用料還付請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

別記第1号様式その1中「別記第1号様式 その1」を「別記第1号様式 その1(第2条関係)」に改め、「福祉センター等使用申込書」を「熊本県身体障害者福祉センター使用許可申請書」に、

住所 [] を

住所 [] 電話 [] に、「次に

より使用したいので申し込みます。」を「次のとおり使用したいので申請します」に改める。別記第1号様式その2を次のように改める。

別記第1号様式 その2 (第2条関係)

熊本県身体障害者福祉センター使用許可申請書(団体用)

年 月 日

熊本県知事 様

代表者の住所	電話
代表者の氏名	人員 人
使用目的	

次のとおり使用したいので申請します。

施設の使用(使用する施設の番号に○印を付けてください。)

1 熊本県身体障害者福祉センター	2 熊本県点字図書館
①機能回復訓練室	⑤娯楽室 室名()
②社会適応訓練室	⑥宿泊室
③会議室	⑦体育館
④研修室	⑧その他() 室名()
3 熊本県聴覚障害者情報提供センター	

(備考) この使用許可申請書は5人以上の団体が使用許可申請をする場合に用いてください。

別記第2号様式中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を別記第5号様式とする。
 別記第3号様式中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を別記第6号様式とする。
 別記第1号様式の次に次の3様式を加える。

別記第2号様式(第3条関係)

<p>熊本県身体障害者福祉福祉センター変更使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 (団体にあつては、代表者の住所)</p> <p style="text-align: center;">氏名 (団体にあつては、代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話</p> <p>使用許可を受けた事項を変更したいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

別記第3号様式(第4条関係)

<p>熊本県身体障害者福祉センター使用取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 (団体にあつては、代表者の住所)</p> <p style="text-align: center;">氏名 (団体にあつては、代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話</p> <p>使用の取消しをしますので、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
使用施設名	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
取消しの 理由	

別記第4号様式(第6条関係)

熊本県身体障害者福祉センター使用料還付請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者住所
(団体にあつては、代表者の住所)

氏名 印
(団体にあつては、代表者氏名)

電話

使用料の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号			
使用しなかつた施設名				
使用しなかつた日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
既 納 の 使 用 料	納付年月日	年 月 日		領収書番号 第 号
	納 付 額			
還付請求の理由				

附 則
この規則は、熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第45号）の施行の日から施行する。

熊本県健康センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第47号

熊本県健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県健康センター条例施行規則（昭和59年熊本県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条中「許可」を「条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条中「許可」を「使用許可」に改め、同条を第3条とする。

第7条中「施設等」を「施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条を第4条とし、第8条を第5条とする。

第9条第1項中「第7条第3項ただし書」を「第9条第3項ただし書」に、「できるのは」を「できるとき」に、「場合」を「とき」に改め、同項2号中「第6条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第7条第3項ただし書」を「第9条第3項ただし書」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第7条とする。

第11条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（入場の制限等）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

（1）熊本県健康センター（以下「センター」という。）における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

（2）この規則又は係員の指示に違反した者

（3）その他センターの管理上支障があると認められる者

第12条中「第6条」を「第8条」に、「使用の許可」を「使用許可」に、「係員」を「管理の業務に従事する者」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「施設等」を「施設又は設備」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第12条 条例第11条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

第14条を第13条とする。

別表中「（第8条関係）」を「（第5条関係）」に、「2,400円」を「2,520円」に、「1,200円」を「1,260円」に、「1,000円」を「1,050円」に改める。

別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第2条関係）」に改める。

別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別記第3号様式中「（第7条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

別記第4号様式中「（第8条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

別記第5号様式中「（第9条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

附 則

この規則は、熊本県健康センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第46号）の施行の日から施行する。

熊本県環境センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第48号

熊本県環境センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県環境センター条例施行規則（平成5年熊本県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条中「使用許可」を「条例第8条第1項の許可（以下「使用許可」という。）」に、「環境センター」を「熊本県環境センター（以下「環境センター」という。）」に改め、同条を第2条とし、第6条を第3条とする。

第7条中「施設等」を「施設」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「第6条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第6条第3項ただし書」を「第11条第3項ただし書」に、「できるのは」を「できるときは」に、「場合」を「とき」に改め、同項2号中「第5条」を「第10条」に改め、同条第2項中「第6条第3項ただし書」を「第11条第3項ただし書」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「施設等」を「施設及び設備」に改め、同条を第7条とする。

第11条を削り、第12条中「施設等」を「施設及び設備」に、「第5条」を「第10条」に改め、同条を第8条とする。

第13条中「施設等」を「施設又は設備」に改め、同条を第9条とする。

別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第2条関係）」に、

「電話番号 [] を 電話番号 () - [] に改める。」

別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別記第3号様式中「（第7条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

別記第4号様式中「（第9条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

附 則

この規則は、熊本県環境センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第47号）の施行の日から施行する。

熊本県鳥獣保護センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第49号

熊本県鳥獣保護センター条例施行規則を廃止する規則

熊本県鳥獣保護センター条例施行規則（昭和56年熊本県規則第47号）は、廃止する。

附 則

この規則は、熊本県鳥獣保護センター条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第48号）の施行の日から施行する。

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第50号

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県伝統工芸館条例施行規則（昭和57年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「使用許可」を「条例第7条第1項の規定による許可（次条において「使用許可」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条を第3条とする。

第7条中「施設等」を「施設」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（施設の使用に係る時間外単価）

第5条 条例別表第2の表備考の規定により知事が定める単価は、別表のとおりとする。

第8条を第6条とする。

第9条第1項中「第7条第3項ただし書」を「第10条第3項ただし書」に、「できるのは」を「できるときは」に、「場合」を「とき」に改め、同条第2項中「第7条第3項ただし書」を「第10条第3項ただし書」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「伝統工芸館における秩序又は風紀」を「熊本県伝統工芸館（以下「伝統工芸館」という。）における公の秩序又は善良な風俗」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「施設等」を「施設及び設備」に、「第6条」を「第9条」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「施設等」を「施設又は設備」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第11条 条例第12条第1項の規定により指定管理者に伝統工芸館の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、伝統工芸館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区分		単価
午前零時から午前9時まで及び 午後5時から午前零時までの金 額は、1時間につき	1階展示室	1,260円
	2階展示室	480円
	地下会議室	1,240円
	2階会議室	900円
	和室	540円

別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第2条関係）」に改める。

別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別記第3号様式中「（第7条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

別記第4号様式中「（第9条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

附 則

この規則は、熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第50号）の施行の日から施行する。ただし、第7条を第4条とし、同条の次に1条を加える改正規定（同条の次に1条を加える部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日から施行する。

熊本産業展示場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第51号

熊本産業展示場条例施行規則の一部を改正する規則
熊本産業展示場条例施行規則（平成9年熊本県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。
第5条中「利用許可」を「条例第6条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）」に、「熊本産業展示場利用許可申請書」を「熊本県産業展示場使用許可申請書」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「利用許可」を「使用許可」に、「利用者」を「使用者」に、「熊本産業展示場変更利用許可申請書」を「熊本産業展示場変更使用許可申請書」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（使用の取消しの届出）

第4条 使用者は、使用許可を受けた施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の取消しをしようとするときは、速やかに熊本産業展示場使用取消届出書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第5条 条例第9条第3項ただし書の規定により知事が使用料を還付することができるときは、次の各号に掲げるときとし、還付する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき 使用料の全額
- (2) 条例第8条の規定により知事が管理上支障があると認めて使用許可を取り消したとき 使用料の全額
- (3) 展示ホールの使用者が使用日の3月前までに使用の取消しを届け出たとき 使用料の5割に相当する額
- (4) 多目的ホール、大会議室、中会議室及び屋外展示場の使用者が使用日の10日前までに使用の取消しを届け出たとき 使用料の全額

2 条例第9条第3項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、熊本産業展示場使用料還付請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

第7条の見出し中「利用料金に係る単価」を「使用に係る時間外単価」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「目的外利用」を「目的外使用」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用許可」を「使用許可」に、「利用してはならない」を「使用してはならない」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「利用者等」を「使用者等」に改め、同条各号列記以外の部分中「利用者」を「使用者」に、「利用目的」を「使用目的」に改め、同条第1号中「施設等」を「施設又は設備」に改め、同条第5号中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第6号中「利用許可」を「使用許可」に、「利用しないこと」を「使用しないこと」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条中「利用者」を「使用者」に、「施設等の利用」を「施設等の使用」に、「第5条」を「第8条」に、「利用許可」を「使用許可」に、「利用に係る施設等」を「使用に係る施設等」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「施設等」を「施設又は設備」に改め、同条を第11条とする。

第11条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第12条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に熊本産業展示場（次条において「産業展示場」という。）の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、産業展示場の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	単価
午前零時から午前9時まで及び 午後9時から午前零時まで	条例別表の1の表午後5時から 午後9時までの使用1時間につ きの欄に定めるそれぞれの単価

別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第2条関係）」に、「利用」を「使用」に、

「電話：_____」を「電話：（ ） _____」に改める。
「FAX：_____」を「FAX：（ ） _____」に改める。

別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第3条関係）」に、「利用」を「使用」に改める。

別記第4号様式（第5条関係）

<p>熊本産業展示場使用料還付請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small> 氏名 印 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small></p> <p>使用料の還付を受けたいので次のとおり請求します。</p>	
許可年月日 及び許可番号	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
使用しなかった施設 及び付帯設備名	
使用しなかった 日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで</p>
還付請求理由	

附 則

この規則は、熊本産業展示場条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第51号）の施行の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日から施行する。

熊本県農業公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県規則第52号

熊本県農業公園条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県農業公園条例施行規則（平成3年熊本県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「使用許可」を「条例第8条第1項の許可（以下「使用許可」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条を第3条とする。

第7条中「施設等」を「施設」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「農業公園」を「熊本県農業公園（以下「農業公園」という。）」に改め、同条を第5条とする。

第9条第1項中「第7条第3項ただし書」を「第11条第3項ただし書」に、「できるのは」を「できるときは」に、「場合」を「とき」に改め、同条第2項中「第7条第3項ただし書」を「第11条第3項ただし書」に改め、同条を第6条とする。

第10条を第7条とし、第11条を削る。

第12条第3号中「施設等」を「施設、設備又は備品」に改め、同条を第8条とする。

第13条中「施設等の使用」を「施設の使用」に、「第6条」を「第10条」に、「使用の許可」を「使用許可」に、「使用に係る施設等」を「使用に係る施設、設備及び備品」に改め、同条を第9条とする。

第14条中「施設等」を「施設、設備又は備品」に改め、同条を第10条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第11条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に農業公園の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第2条関係）」に改める。

別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別記第3号様式中「（第7条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

別記第4号様式中「（第9条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

附 則

この規則は、熊本県農業公園条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第52号）の施行の日から施行する。

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県規則第53号

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（昭和46年熊本県規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「使用料」を「預託料」に改める。

第1条中「使用料」を「預託料」に改める。

第2条の見出し中「使用」を「預託」に、同条中「牧場の使用」を「牧場への預託」に、「使用承認申請書（別記様式）」を「預託承認申請書（別記第1号様式）」に、「使用」を「預託」に改め、「財団法人熊本県農業公社を經由して」を削る。

第3条の見出し中「使用」を「預託」に改め、同条中「牧場の使用」を「牧場への預託」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「使用承認書」を「預託承認書」に、「牧場の使用」を「牧場への預託」に改め、「財団法人熊本県農業公社を經由して」を削る。

第5条を削る。

第6条の見出しを「（預託料の還付）」に改め、同条各号列記以外の部分中「第6条第2項ただし書」を「第6条第3項ただし書」に、「使用料の返還」を「預託料の還付」に、「いづれか」を「いずれか」に、「場合」を「とき」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「使用者の責に基づかないで使用する」を「預託者の責めに帰することができない事情により預託する」に改め、同条第2号中「牧場の使用」を「牧場への預託」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「使用」を「預託」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 条例第6条第3項ただし書の規定による預託料の還付を受けようとする者は、熊本県牧場預託料還付請求書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第7条（見出しを含む。）中「使用料」を「預託料」に、「場合」を「とき」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「使用者」を「預託者」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第11条までを削り、第6条の次に次の2条を加える。

(預託する牛の条件)

第7条 牧場に預託する牛の条件は、次の表に掲げるとおりとする。

預託する家畜の種類	預託する牛の条件
乳用牛又は肉用牛	生後概ね5か月齢以上の牛で初回の分娩予定日の前概ね1か月までのもの

(適用除外)

第8条 条例第8条第1項の規定により指定管理者に牧場の管理を行わせる場合は、第2条の規定は、適用しない。

第12条を第9条とする。

別記様式を次のとおり改める。

別記第1号様式(第2条関係)

熊本県牧場預託承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) 印

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例第4条の規定により牧場に預託したいので、下記のとおり申請します。

記

1 家畜の種類 乳用牛・肉用牛
2 預託牛頭数 頭
3 預託開始日 年 月 日から
4 添付書類 牛の名号及び生年月日を記載したもの

注 1 申請者欄の氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
2 不用の文字は、消してください。

別記第1号様式の次に次の別記様式を加える。

別記第2号様式(第5条関係)

熊本県牧場預託料還付請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名) 印

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例第6条の規定により預託料の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 家畜の種類 乳用牛・肉用牛
2 預託牛頭数 頭
3 還付請求理由
4 還付請求期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで
5 還付請求金額 円

- 注 1 請求書欄の氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
2 不用の文字は、消してください。

附 則

この規則は、熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第53号)附則第2項に規定する日から施行する。ただし、第8条から第11条までを削り、第6条の次に2条を加える改正規定(第9条及び第10条を削る部分に限る。)は、同条例附則第1項本文に規定する日から施行する。

熊本県阿蘇みんなの森条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第54号

熊本県阿蘇みんなの森条例施行規則を廃止する規則

熊本県阿蘇みんなの森条例施行規則(昭和61年熊本県規則第21号)は、廃止する。

附 則

この規則は、熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第54号)の施行の日から施行する。

熊本県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第55号

熊本県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県漁港管理条例施行規則(昭和37年熊本県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の3条を加える。

(使用料等の返還)

第13条 条例第15条第4項ただし書の規定により知事が既納の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を返還することができるときは、天災その他使用者又は占有者の責めに帰することができない事由により使用又は占有できなかつたときとし、返還する使用料等の額は、使用又は占有できなかつた期間に応じた使用料等に相当する額とする。

2 条例第15条第4項ただし書の規定による使用料等の返還を受けようとする者は、別記第9号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(土砂採取料等の返還)

第14条 条例第15条の2第4項ただし書の規定により知事が既納の土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を返還することができるときは、天災その他土砂採取者又は占有者の責めに帰することができない事由により土砂採取又は占有できなかつたときとし、返還する土砂採取料等の額は、土砂採取できなかつた数量又は占有できなかつた期間に応じた土砂採取料等に相当する額とする。

2 条例第15条の2第4項ただし書の規定による土砂採取料等の返還を受けようとする者は、別記第10号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(適用除外)

第15条 条例第20条第1項の規定により樋合漁港漁港利用調整施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条及び第10条の規定は、適用しない。

別記第8号様式の次に次の2様式を加える。

別記第9号様式（第13条関係）

使用料（占用料）返還請求書 年 月 日 熊本県知事 様 住所（所 在 地） 請求人 氏名（名称及び代表者氏名） 印 （漁港名 ）		
熊本県漁港管理条例施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり使用料（占用料）の返還を受けたいので請求します。 記		
許可（届出）年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
使用しなかった施設名又は占用場所		
使用又は占用しなかった期間	年 月 日	午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用又は占用できなかった理由		
納付した使用料又は占用料	納付年月日	年 月 日
	納付額	円
返還請求額		

（注）請求人欄の氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

別記第10号様式（第14条関係）

(漁港名)	
土砂採取料（占用料）返還請求書	
年 月 日	
熊本県知事	様
住所（所在地）	
請求人 氏名（名称及び代表者氏名） 印	
<p>熊本県漁港管理条例施行規則第14条第2項の規定により、下記のとおり土砂採取料（占用料）の返還を受けたいので請求します。</p> <p>記</p>	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
占用場所 （占用の場合）	
採取した数量及び採取しなかった数量 （土砂採取の場合）	採取した数量
	採取しなかった数量
採取又は占用しなかった期間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
採取又は占用できなかった理由	
納付した土砂採取料又は占用料	納付年月日
	年 月 日
	納付額
	円
返還請求額	

（注）請求人欄の氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

附 則
この規則は、熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第56号）の施行の日から施行する。

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第56号

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県港湾管理条例施行規則（昭和41年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第12条 条例第17条の規定により指定管理者に港湾施設の管理を行わせる場合は、第4条第1項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第57号）の施行の日から施行する。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第57号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の供用日を定めること等の委任規則の一部改正）

第1条 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の供用日を定めること等の委任規則（昭和53年熊本県規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「供用日を定めること等の」を「管理に関する」に改める。

本則を次のように改める。

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園に係る熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第25条の規定による条例の施行に関し必要な事項を定めることは、熊本県教育委員会に委任する。

（熊本県都市公園規則の一部改正）

第2条 熊本県都市公園規則（平成4年熊本県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「条例第3条第3項の申請書」を「条例第2条第3項の申請書」に改める。

第7条を削り、第8条中「施設等」を「都市公園」に改め、同条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条中「施設等」を「都市公園」に改め、同条を第12条とする。

第14条を削り、第15条を第13条とする。

附 則

この規則は、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年熊本県条例第58号）の施行の日から施行する。

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第58号

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則

熊本県営住宅管理規則（平成9年熊本県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条第2項」を「第6条第1項」に、「入居予定者及び入居補欠者（以下この項において「入居予定者等」という。）の順位を決定したときは、当該入居予定者等」を「入居順位を定めたときは、入居順位を定められた者」に改める。

第4条中「第8条」を「第6条第2項」に改める。

第5条中「第6条第3項又は第7条第2項の規定により入居を決定された者（以下「入居決定者」という。）」を「第6条第2項に規定する入居決定者」に改める。

第7条第1項第1号を次のように改める。

（1） 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

第7条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 破産手続開始の決定を受けたとき。

第17条ただし書を削る。

第20条から第24条までを削る。

第25条中「、第17条から第19条まで並びに第22条から第26条まで」を「並びに第17条から第19条まで」に改め、「、県営住宅監理員」とあるのは「県営改良住宅監理員」と、「県営住宅管理人」とあるのは「県営改良住宅管理人」とを削り、同条を第20条とする。第26条を第21条とする。

別記第23号様式を次のように改める。

別記第23号様式(第17条関係)

(表)

第	号
年	月
日交付(有効期間1年)	
職名	
氏名	
県営住宅立入検査員証	
熊本県知事	印

(裏)

熊本県営住宅条例(抜粋)

(住宅の検査)

第26条 入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに知事に届け出て、知事の指定する者の検査を受けなければならない。

2 第19条第2項又は第3項に規定する原状回復又は撤去は、前項の検査までに行わなければならない。

(立入検査)

第34条 県営住宅の管理上必要があると認めるときは、知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

縦15センチメートル

横9センチメートル

別記第24号様式を次のように改める。

別記第24号様式(第18条、第25条関係)

年 月 日

県営住宅明渡届

熊本県知事 様	県営(改良)住宅	団地 棟 号
	電話番号	
	入居者氏名	印

下記のとおり住宅を明け渡しますので届け出ます。

転居予定年月日	年 月 日	明渡日 年 月 日
転居先住所—電話番号		電話番号
勤務先及び電話番号		電話番号
明渡理由		
最終家賃の納入年月日	年 月 日	
家賃滞納の有無と処置		
模様替部分の処置		

※以下は、記入しないでください。

調定番号	家賃	資格	階	間取り	入居年月日	年 月 日
					検査年月日	年 月 日
退去区分	修繕義務区分	修繕完了年月日		年 月 日		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第20条から第24条までを削る改正規定、第25条を改め、同条を第20条とする改正規定、第26条を第21条とする改正規定及び別記第24号様式の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第865号の3

昭和53年3月31日熊本県告示第380号の6(熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の管理事務の委任)の一部を次のように改正し、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第58号)附則第1条に定める日から適用する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第18号を第24号とし、第17号中「管理の委託」を「指定管理者」に改め、同号を19号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (20) 条例第17条に規定する指定管理者の業務に関する事。
- (21) 条例第18条に規定する利用料金に関する事。
- (22) 条例第19条に規定する原状回復義務に関する事。
- (23) 条例第20条に規定する損害賠償に関する事。

第12号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 条例第5条第3項に規定する休園日及び開園時間に関する事。
- (13) 条例第5条の2に規定する利用の許可の基準に関する事。

